

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

議会運営委員会委員長 田中君から平成31年2月25日付をもって議案1件が、総務委員会委員長 井上君から平成31年3月13日付をもって議案1件が、文教厚生委員会委員長 小林君から平成31年3月15日付をもって議案1件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番 阪本君、18番 土井君の2名を指名いたします。

議長より申し上げます。

市長から3月4日の堀内議員の一般質問に対する答弁において、一部不適切な表現があったので、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、市長からの発言の取り消し申し出を許可

することに決しました。

#### 日程第2 議案第34号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第2 議案第34号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）おはようございます。  
それでは、委員長報告を行いたいと思いません。

去る3月7日の本議会において、本委員会に付託された議案第34号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第34号は、平成31年4月1日実施予定の機構改革を行うために所要の改正を行うものである。

委員から、機構改革を頻繁に実施しては組織体制が充実しないのではないかとのただしがあり、社会情勢の変化に柔軟に対応するという方針のもと実施している。また、今回の実施にあたっては、まず各部長が、それぞれ所管する課・室からの意見をもとに、より合理的かつ効果的な事務執行体制について方針を立て、これを政策企画室においてヒアリングの上、庁内で議論を行った。今後の機構改革においても、行政サービスがどれだけ市

民に行き届いているかを検証しながら進めていきたいとの答弁がありました。

大がかりな機構改革となるので市民への周知が必要だが、方策はとのただしがあり、「広報はしもと」4月号に機構改革の記事を掲載する。また、庁舎と保健福祉センターの玄関口に設置の電光掲示板において、課・室の場所の移動も含めて周知するとの答弁がありました。

現在、単独で設置されている危機管理室が総合政策部に所管されることになるが、市民には、市の防災に対する取り組み及び防災体制が弱体化する印象を持たれかねないのではないかと思う。今回の機構改革による市の狙いはとのただしがあり、近年、台風による風水害が多発しており、台風シーズンも長くなり、台風自体も大型化している傾向にあることから、これから危機管理に対する初動体制と普段からの備えはさらに強化する必要がある。そのため、政策と人事管理を所管する総合政策部に入れることで体制強化を図り、総合政策部長が危機管理監を兼務するということで指示指令系統を一元化でき、発災時においても早急に人員等の配置等必要な指示を出せるとの判断をした。また、危機管理監の補佐として危機管理監補を新たに設置し、防災体制をさらに強化するとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長(岡 弘悟君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第34号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第28号 橋本市森林環境譲与税基金条例について から、日程第5 議案第44号 市道路線の認定について までの3件

○議長(岡 弘悟君)日程第3 議案第28号 橋本市森林環境譲与税基金条例について から、日程第5 議案第44号 市道路線の認定について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 10番 森下君。

〔10番(森下伸吾君)登壇〕

○10番(森下伸吾君)それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第28号 橋本市森林環境譲与税基金条例について、議案第29号 橋本市土地区画整理事業基金条例について、議案第44号 市道路線の認定についてを審査するため、3月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第28号は、本年4月から森林経営管理法が施行され、新たに森林環境税及び森林環境譲与税が創設される。市が実施する森林整

備、担い手の確保、木材利用の促進などに必要な財源を確保するため、新たに基金を設けるものである。

委員から、初年度における本市への譲与額について ただしがあり、林野庁の試算によると、902万4,000円である との答弁がありました。

基金の用途については、森林組合に対するものが中心であるかのように聞こえるがいかがか とのただしがあり、本市の林業経営形態は個人による就業者が多く、本法律の施行により今後は森林組合に加入されていくのではないかと考えられることから、森林組合の強化を含めた森林整備を想定しているが、そのほかにも木材利用の促進等に充当できるものと考えている との答弁がありました。

適正な管理経営とはどのようなものか とのただしがあり、適正な管理経営を行うためには多くの時間を要するものと考えており、まずは境界の確定や森林所有者の意向確認から取り組みを行いたい との答弁がありました。

議案第29号は、本市が施行する中心市街地第一区画土地地区画整理事業に関する区画整理地内事業用地を売却して得た収益を、換地処分後に見込まれる清算金の交付財源として積み立てるため、新たに基金を設けるものである。

委員から、精算金の見込み額について ただしがあり、換地処分に向け確定測量を現在行っているところであり、まだわからない との答弁がありました。

売却単価について ただしがあり、不動産鑑定により決定されるが、現在の路線価としては、1㎡当たり4万円程度と考えている との答弁がありました。

議案第44号は、民間事業者2社がそれぞれ宅地等の造成に伴い設置した道路を、神野々

1号線、小峰台35号線として市道認定するのであり、委員会はさきに現地に赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、小峰台35号線の今後のセンターラインの設置について ただしがあり、一般の通行は少ないと考えているが、利用状況に応じ検討する との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岡 弘悟君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第28号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市森林環境譲与税基金条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市土地地区画整理事業基金条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第41号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第7 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について**

○議長（岡 弘悟君）日程第6 議案第41号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第7 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番（小林 弘君）登壇〕

○6番（小林 弘君）委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第41号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決

しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。

議案第41号は、橋本市市民病院が死後処置、いわゆるエンゼルケアに係る手数料を徴収するため、所要の改正を行うものである。

委員から、ご遺族の方が手数料の支払いを拒まれた場合の対応について ただしがあり、同意をいただいた上での処置となるので、同意されない場合は葬儀業者等において処置されるものとする との答弁がありました。

議案第47号は、高野ロデイサービスセンターについて、現在の指定管理が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き指定管理者の指定を行うものである。指定管理の公募を行ったところ、現在の指定管理者である医療法人敬英会の1法人のみから申請があり、指定管理者選定委員会において審査したところ、選定することに妥当との答弁がありましたので、同法人を31年4月1日から36年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものである。

委員から、入浴施設が故障したと聞いているが、現状はどうか とのただしがあり、寝たままや座ったまま入浴できる特殊浴槽が故障のため使用していない。介護が必要な方については、複数の職員による介護により一般の浴場で対応している状況である との答弁がありました。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第41号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第47号 公の施設の指定管理者の指定についてについて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第14号 平成31年度橋本市一般会計予算について から、日程第21 議案第27号 平成31年度橋本市病院事業会計予算について までの14件

○議長(岡 弘悟君) 日程第8 議案第14号 平成31年度橋本市一般会計について から、日程第21 議案第27号 平成31年度橋本市病院事業会計予算について までの14件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

平成31年度予算審査特別委員会委員長 18

番 土井君。

〔18番(土井裕美子君)登壇〕

○18番(土井裕美子君) それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号から議案第27号までの平成31年度各会計予算14件の審査結果について報告をいたします。

3月8日、11日、12日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。

審査結果については、次のとおりです。

まず、議案第14号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号から議案第22号までは、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号と議案第27号は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会の審査結果報告を終わりますが、詳細につきましては後日、委員会記録をご高覧くださいますようお願いいたします。

以上で、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岡 弘悟君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）議案第14号 平成31年度橋本市一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

第1の理由は、可燃ごみの収集が全市週1回になる予算だからです。一般質問で取り上げたとき強制はしないという答弁でしたが、4月から実施を前提に説明が行われ、週2回であった地域の住民が納得しているわけではありません。また、臨時職員2名の雇いどめが行われたということです。家族の多い家庭、おむつを使っている家庭にとっては大迷惑で、対策が十分だとは言えません。

第2の理由は、移動の権利が保障されていないことです。現在のデマンド交通は試行ということですが、乗りかえないと目的地まで行くことができません。使いづらいので利用しにくいです。高齢者が免許を返上すると、たちまち買い物や通院が不便になります。コミュニティバスの運行の変更が行われる予定ですが、使う人の立場に立った変更になることを要望します。

第3の理由は、職員の削減が引き続き行われたことです。退職の予定25人に対して採用が9人と職員の削減が続いています。給食センターの民営化などによって、嘱託職員2人減、臨時職員66名減となっています。これで十分な仕事ができるのでしょうか。市民に対しては、協働のまちづくりということで、ボランティアを勧めています。

以上、住み続けたい橋本市から離れていっている予算なので反対とします。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

ごみ週1化もそうなんですけども、あくまで任意で対話をもってきちんとしていただいていることを僕は感じます。人事についても、私は適正に措置していただいているというふうに感じております。

コミュニティバスの意見も出ましたけども、今後、検討委員会を通して使いやすさを求め、利便性を求め、皆さんの意見を聞いた上で新しいメニューというか、ダイヤルになるであろうということも期待して、そして、いつも最後に、議会閉会にいつも市長言われるんですけども、いただいたご意見は慎重審査に、心に受けとめて繁栄に努めてまいりますという言葉をいつもいただくので、それらも期待して賛成の意味を込めております。

きちんと予算を執行してくれれば問題のない予算編成であると考えます。平木市政は少しずつ健全化して、実になってきているというふうに私は感じておりますので、以上の理由をもちまして賛成といたします。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号 平成31年度橋本市一般会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 平成31年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 平成31年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 平成31年度橋本市駐車場事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 平成31年度橋本市墓園事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 平成31年度橋本市農業集落排水事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 平成31年度橋本市

土地区画整理事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 平成31年度橋本市介護保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 平成31年度橋本市指定訪問看護事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）それでは、平成31年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

これはこの制度そのものが市のかかわりを保険料の徴収を主なものに行っているとはいえ、市民からは後期高齢者医療制度が変わったときの通知がわかりにくい、そして健診の項目が少なくなったという声をよく聞きます。

また、軽減特例の廃止で、今年から保険料が9割軽減から8割軽減になる人もあるということで、2倍の保険料になるということがあります。高齢になれば、どうしても医療費がかかります。使った医療費によって保険料が決められ、2年ごとに上がっていきます。日本共産党は制度そのものに反対で、もとの老人保険に戻すことを求めています。市としても制度の枠を超えて市民に寄り添ってほしいというふうに思います。

そして、医療費の窓口負担が1割から2割に上がることも今現在国のほうで検討されている状況でありますし、高齢者の医療を守る立場から、平成31年度橋本市後期高齢者医療制度特別会計予算に反対いたしたいと思いません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）賛成の立場で討論させていただきます。

こればかりは国が決めたことですので、国の方針に基づいての議論でございます。したがって、市は予算を執行、実行している、これは一切問題ないことだと僕は思います。本市は市民に対して、窓口業務をしかり、す



ごく市民に寄り添っているというふうに感じられますので、あと、説明等というのは、もうちょっと今後市民にわかりやすくということだけを要望しまして、賛成とさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号 平成31年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡 弘悟君）起立多数であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号 平成31年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）議案第25号 平成31年度橋本市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

橋本市の水道料金は県下で2番目に高いです。高い理由の一つが、人口予測の誤りによる大滝ダムの取水権を多大にとったことです。この精算もせずに、今度は20年後以降の更新を早めに計画的にするための資金を確保するのにさらに値上げをするということです。次の市民への説明は、こういう料金になりましたというものになるということです。

市民の暮らしを無視した大幅な値上げには賛成できません。再構築計画を見直し、できるだけ市民の負担を増やさないことを求めて、反対討論とします。

○議長（岡 弘悟君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

12番 堀内君。

〔12番（堀内和久君）登壇〕

○12番（堀内和久君）私は賛成の立場で討論させていただきます。

取水権は、1970年代、私が生まれる前から摂取し、当時の見通しというふうに言われたけども、現在の人口減は本当に予測できなかったであろうと僕は思います。過去より今と未来をどうするかということが大切であると思います。本市の水道事業は、与えられた条件のもとで運営されています。本当に部長を筆頭によく頑張っている。説明することにも本当に汗をかいているというふうに感じます。確かに水道代は高いです。今後、知恵を絞り、余力の水の販売や基本水量の見直しにより市民への還元を期待して、賛成といたします。

○議長（岡 弘悟君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これ

をもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号 平成31年度橋本市水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡 弘悟君) 起立多数であります。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 平成31年度橋本市下水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 平成31年度橋本市病院事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡 弘悟君) 起立多数であります。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

---